て準用する法第二百九十八条第一項第五号に規定する法務省令で定める事項

二　第六十四条　法第三百二十五条において準用する法第二百九十八条第二項に規定する法務省令で定めるもの

三　第六十五条及び前款　種類株主総会の株主総会参考書類

四　第六十六条　種類株主総会の議決権行使書面

五　第六十七条　法第三百二十五条において準用する法第三百八条第一項に規定する法務省令で定める株主

六　第六十九条　法第三百二十五条において準用する法第三百十一条第一項に規定する法務省令で定める時

七　第七十条　法第三百二十五条において準用する法第三百十二条第一項に規定する法務省令で定める時

八　第七十一条　法第三百二十五条において準用する法第三百十四条に規定する法務省令で定める場合

九　第七十二条　法第三百二十五条において準用する法第三百十八条第一項の規定による議事録の作成

第四款　電子提供措置

＊令和二法務五二（令和五・六・一〇までに施行）により第四款（第九五条の二―第九五条の四）追加

（電子提供措置）

第九五条の二　法第三百二十五条の二に規定する法務省令で定めるものは、第二百二十二条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。

（電子提供措置をとる場合における招集通知の記載事項）

第九五条の三①　法第三百二十五条の四第二項第三号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　電子提供措置をとっているときは、電子提供措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該電子提供措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものその他の当該者が当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するために必要な事項

二　法第三百二十五条の三第三項に規定する場合には、同項の手続であって、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十四条の十二の規定によりインターネットを利用して公衆の縦覧に供されるものをインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することができるものその他の当該者が当該情報の内容を閲覧するために必要な事項

②　法第三百二十五条の七において読み替えて準用する法第三百二十五条の四第二項第三号に規定する法務省令で定める事項は、前項第一号に掲げる事項とする。

（電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項）

第九五条の四①　法第三百二十五条の五第三項に規定する法務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　株主総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）

イ　議案

ロ　株主総会参考書類に記載すべき事項（イに掲げるものを除く。）につき電子提供措置事項記載書面に記載しないことについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

二　事業報告に記載され、又は記録された事項（次に掲げるものを除く。）

イ　第百二十条第一項第四号、第五号、第七号及び第八号、第百二十一条第一号から第六号の三まで、第百二十一条の二、第百二十五条並びに第百二十六条第七号から第七号の四までに掲げる事項

ロ　事業報告に記載され、又は記録された事項（イに掲げるものを除く。）につき電子提供措置事項記載書面に記載しないことについて監査役、監査等委員会又は監査委員会が異議を述べている場合における当該事項

三　計算書類に記載され、又は記録された事項（株主資本等変動計算書又は個別注記表に係るものに限る。）

四　連結計算書類に記載され、又は記録された事項（会社計算規則第六十一条第一号ハの連結株主資本等変動計算書若しくは同号ニの連結注記表に係るもの又はこれらに相当するものに限る。）

②　次の各号に掲げる事項の全部又は一部を電子提供措置事項記載書面に記載しないときは、取締役は、当該各号に定める事項を株主（電子提供措置事項記載書面の交付を受ける株主に限る。以下この項において同じ。）に対して通知しなければならない。

一　前項第二号に掲げる事項　監査役、監査等委員会又は監査委員会が、電子提供措置事項記載書面に記載された事項（事業報告に記載され、又は記録された事項に限る。）が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告に記載され、又は記録された事項の一部である旨を株主に対して通知すべきことを取締役に請求したときは、その旨

二　前項第三号に掲げる事項　監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、電子提供措置事項記載書面に記載された事項（計算書類に記載され、又は記録された事項に限る。）が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類に記載され、又は記録された事項の一部である旨を株主に対して通知すべきことを取締役に請求したときは、その旨

三　前項第四号に掲げる事項　監査役、会計監査人、監査等委員会又は監査委員会が、電子提供措置事項記載書面に記載された事項（連結計算書類に記載され、又は記録された事項に限る。）が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類に記載され、又は記録された事項の一部である旨を株主に対して通知すべきことを取締役に請求したときは、その旨

第二節　会社役員の選任

（補欠の会社役員の選任）

第九六条①　法第三百二十九条第三項の規定による補欠の会社役員（執行役を除き、監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役又は会計参与。以下この条において同じ。）の選任については、この条の定めるところによる。

②　法第三百二十九条第三項に規定する決議により補欠の会社役員を選任する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

一　当該候補者が補欠の会社役員である旨

二　当該候補者を補欠の社外取締役として選任するときは、その旨

三　当該候補者を補欠の社外監査役として選任するときは、その旨

四　当該候補者を一人又は二人以上の特定の会社役員の補欠の会社役員として選任するときは、その旨及び当該特定の会社役員の氏名（会計参与である場合にあっては、氏名又は名称）

五　同一の会社役員（二以上の会社役員の補欠として選任した場合にあっては、当該二以上の会社役員）につき二人以上の補欠の会社役員を選任するときは、当該補欠の会社役員相互間の優先順位

六　補欠の会社役員について、就任前にその選任の取消しを行う場合があるときは、その旨及び取消しを行うための手続

③　補欠の会社役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該決議[illegible]定時株主総会の開始の時までとする。[illegible]補欠の会社役員を法第百八条第一項[illegible]ての定めに従い種類株主総会[illegible]あっては、当該種類株主総会[illegible]することを妨げない。

（累積投票による取締[illegible]

第九七条①　法第三百[illegible]めるべき事項は、[illegible]

②　法第三百四十二[illegible]は、取締役（株[illegible]締役及び議長が[illegible]は、同項の株主[illegible]あっては、監査[illegible]下この条にお[illegible]十二条第三項[illegible]選任することと[illegible]

③　法第三百四十[illegible]者が二人以上存[illegible]選任する取締役[illegible]ら順次取締役に選[illegible]当該株主総会にお[illegible]票の最多数を得た者[illegible]とができる数の範囲[illegible]役に選任されたものと[illegible]

④　前項に規定する場合に[illegible]主総会において選任する取締[illegible]役に選任されたものとされた者[illegible]は、同条第三項及び第四項に規定す[illegible]主総会の決議により選任する。

第三節　取締役

（業務の適正を確保するための体制）

第九八条①　法第三百四十八条第三項第四号に規定する法務省令で定める体制は、当該株式会社における次に掲げる体制とする。

一　当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

二　当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

三　当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われること[illegible]確保するための体制

[illegible]の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合[illegible]の体制

[illegible]当該株式会社並びにその親会社及[illegible]ける業務の適正を確保するた[illegible]執行役、業務を執行す[illegible]務を行うべき者その[illegible]において「取締役[illegible]当該株式会社へ[illegible]に関する規程[illegible]行が効率的[illegible]の職務の執[illegible]めの体制[illegible]前項に規定[illegible]確保するた[illegible]第一項に規[illegible]の報告をする[illegible]に関するものに[illegible]含む。）である場合[illegible]ける体制を含むもの[illegible]の職務を補助すべき使用[illegible]ける当該使用人に関する事項[illegible]役設置会社の取締役からの独立性[illegible]置会社の監査役の第一号の使用人に対する指[illegible]の実効性の確保に関する事項

四　次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

イ　当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

ロ　当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

五　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

六　当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

七　その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（取締役の報酬等のうち株式会社の募集株式について定めるべき事項）

第九八条の二　法第三百六十一条第一項第三号に規定する法務省令で定める事項は、同号の募集株式に係る次に掲げる事項とする。

一　一定の事由が生ずるまで当該募集株式を他人に譲り渡さないことを取締役に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要

二　一定の事由が生じたことを条件として当該募集株式を当該株式会社に無償で譲り渡すことを取締役に約させることとするときは、その旨及び当該一定の事由の概要

三　前二号に掲げる事項のほか、取締役に対して当該募集株式を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要

（取締役の報酬等のうち株式会社の募集新株予約権について定めるべき事項）

第九八条の三　法第三百六十一条第一項第四号に規定する法務省令で定める事項は、同号の募集新株予約権に係る次に掲げる事項とする。

一　法第二百三十六条第一項第一号から第四号までに掲げる事項（同条第三項の場合には、同条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項並びに同条第三項各号に掲げる事項）

二　一定の資格を有する者が当該募集新株予約権を行使することができることとするときは、その旨及び当該一定の資格の内容の概要

三　前二号に掲げる事項のほか、当該募集新株予約権の行使の条件を定めるときは、その条件の概要

四　法第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項

五　法第二百三十八条第一項第七号に掲げる事項の内容の概要

六　取締役に対して当該募集新株予約権を割り当てる条件を定めるときは、その条件の概要

（取締役の報酬等のうち株式等と引換えにする払込みに充てるための金銭について定めるべき事項）

第九八条の四①　法第三百六十一条第一項第五号イに規定する法

ポケ六は・・・

改正条に傍線が引かれているから

改正された条文がひと目でわかる！

今年も重要改正がたくさん！

少年法，会社法施行規則，
個人情報保護法，特許法，
著作権法ほか多数改正

新しい六法を買ったら，まずは
改正箇所をチェック

改正条に傍線！
改正条がすぐわかる